

投資主各位

証券コード 9282

2021年9月3日

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

いちごグリーンインフラ投資法人

執行役員 長 崎 真 美

第6回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に罹患された方々およびご関係者の皆様、また、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている皆様に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早いご回復をお祈りいたします。

さて、本投資法人の第6回投資主総会を下記のとおり開催いたします。

会場におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止への対策を尽くしますが、書面により議決権を行使することも可能でございます。その場合には、**お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、2021年9月24日（金曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。**

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に基づき、本投資法人現行規約第15条におきまして「みなし賛成」に関する規定を定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成するものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約第15条抜粋）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1. 日 時：2021年9月25日（土曜日）午前10時
2. 場 所：東京都港区新橋一丁目2番6号
第一ホテル東京 4階 プリマヴェーラ
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：監督役員2名選任の件
- 第4号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎例年、投資主総会後に開催しております運用状況報告会につきましては、新型コロナウイルス感染症の情勢によって2021年9月上旬に判断し、ホームページにてご案内いたします。
 - ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合には、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<https://www.ichigo-green.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止対応について

本投資主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について、以下のとおり、ご案内申し上げます。

- 本投資主総会の議決権は、議決権行使書面によって行使することができます。投資主の皆様ご自身の安全の観点から、本投資主総会にご出席いただく代わりに、同封の議決権行使書面により議決権を行使することをご検討ください。なお、お席の間隔を広くとるため、例年よりも少ない座席数のご用意となり、十分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一お席のご用意できない場合、会場内への入場を制限させていただくことがございますので、あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。
- 特に、ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は本投資主総会へのご出席をお控えいただくことを推奨いたします。
- ご出席の際は、マスク着用やアルコール消毒液による手指消毒等、感染拡大防止にご配慮くださいますようお願い申し上げます。
- 体調不良と見受けられる方につきましては、ご入場をご遠慮いただくようお願いする場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 接触リスク低減のため、ご来場時のお土産の配布やお見送りにつきましては中止とさせていただきます。

今後の状況の変化によっては、上記内容の更新を本投資法人のホームページ (<https://www.ichigo-green.co.jp/>) に掲載する場合がございますので、あわせてご確認のほどお願い申し上げます。

以上

投資主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

本投資法人は、現行規約第15条において、投信法第93条第1項に基づき、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす旨の規定を定めております（いわゆるみなし賛成制度）。しかしながら、みなし賛成制度が適用されることにより、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しく、かつ、投資主の利害関係および投資法人のガバナンスの構造などに大きな影響を与える議案や、投資主と投資法人の役員や資産運用会社との間で重大な利益相反が生じる可能性が高い議案について、必ずしも投資主全体による熟慮を通じた投資主の多数意思に従った判断がなされないまま提案が可決される可能性があるため、近時の少数投資主による投資主提案に係る議論も踏まえ、かかる一定の議案（以下「対象議案」といいます。）について、所定の手続きに基づいて、少数投資主又は本投資法人から事前に反対の明確な意思が表明された場合にみなし賛成制度を適用しないこととする変更を行うものです。

対象議案は、①執行役員又は監督役員の選任又は解任、②資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約、③解散、④投資口の併合、⑤執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除および⑥吸収合併契約又は新設合併契約の承認に関する議案とします。

事前に反対の意思を表明することのできる主体は、公正性、公平性の観点から、一定の資格要件を備えた少数投資主および本投資法人とします。

反対意思を表明する場合の手続き要件は、①少数投資主については、一定の期間内における本投資法人（招集権者が執行役員又は監督役員以外の者である場合は、本投資法人および招集権者の双方）への通知とし、②本投資法人については、招集通知への記載又は本投資法人のウェブサイトにおける公表とします。

以上の内容によるみなし賛成制度の一部適用除外を定めるとともに、これに伴い必要となる変更を行うため、みなし賛成に関する規定について変更を行うものです。（第15条関係）

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第15条 (みなし賛成) 1. ~ 2. (記載省略) (新設)</p>	<p>第15条 (みなし賛成) 1. ~ 2. (現行のとおり) 3. <u>前2項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人(招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方)に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合は、当該議案については適用しない。</u> (1) <u>執行役員又は監督役員の選任又は解任</u> (2) <u>資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約</u> (3) <u>解散</u> (4) <u>投資口の併合</u> (5) <u>執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除</u> (6) <u>吸収合併契約又は新設合併契約の承認</u> 4. <u>第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。</u></p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員である長崎 真美は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となるため、本投資主総会において改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、本投資法人規約第19条第3項に基づき、選任後本投資法人規約第9条第2項に基づき招集する投資主総会の終結の時までとします。

なお、本議案は、2021年8月13日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当並びに重要な兼職	
いとう ななこ 伊藤 菜々子 (1980年5月8日)	2007年12月	弁護士登録（第二東京弁護士会） 三井法律事務所
	2011年7月	二重橋法律事務所（現祝田法律事務所）
	2013年9月	金融庁証券取引等監視委員会証券検査課
	2015年11月	二重橋法律事務所（現祝田法律事務所）
	2016年10月	岩田合同法律事務所 カウンセル（現任） （第一東京弁護士会）

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
上記執行役員候補者につきましては、旧姓かつ職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は北菜々子です。
3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。
本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を填補することとしています。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由がございます。当該保険契約の保険料（投資主代表訴訟特約を含む）は、投資法人役員会決議により、本投資法人が負担しております。
また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同等の契約を再度締結する予定です。上記執行役員候補者は、選任が承認された場合は被保険者になる予定です。

第3号議案 監督役員2名選任の件

本投資法人の監督役員である野本 新および藤田 清文は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となるため、改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人規約第19条第3項に基づき、選任後本投資法人規約第9条第2項に基づき招集する投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職
1	の もと あらた 野 本 新 (1968年7月8日)	1997年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 小中・外山・細谷法律事務所 2002年9月 ポールヘイスティングスLLP（ニューヨーク） 2003年5月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2003年11月 米国カリフォルニア州弁護士登録 2004年1月 ポールヘイスティングス法律事務所 外国法共同事業 2008年2月 ポールヘイスティングス法律事務所 パートナー 2010年2月 シティユーワ法律事務所 パートナー（現任） 2016年6月 本投資法人 監督役員（現任） 2016年8月 PAG不動産投資顧問株式会社（現タカラPAG不動産投資顧問株式会社） コンプライアンス委員会外部委員（現任） 2020年7月 M&G Investments Japan株式会社 監査役（現任）

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職	
2	ふじ た きよ ふみ 藤 田 清 文 (1972年7月21日)	2000年4月 2004年6月 2006年7月 2006年7月 2007年4月 2008年3月 2009年8月 2014年5月 2015年6月 2016年3月 2016年6月 2017年5月 2018年11月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 淀屋橋合同法律事務所（現弁護士法人淀屋橋・ 山上合同） 金融庁検査局総務課 弁護士法人淀屋橋・山上合同 東京事務所 株式会社フェリシモ 社外監査役 弁護士法人淀屋橋・山上合同 東京事務所 パートナー（現任） 日土地アセットマネジメント株式会社 （現中央日土地アセットマネジメント株式会 社）コンプライアンス委員会外部委員（現任） フィンテックアセットマネジメント株式会社 コンプライアンス委員会特別委員 株式会社フェリシモ 社外取締役（現任） 一般財団法人エン人財教育センター（現一般財 団法人エン人材教育財団） 監事（現任） 東洋グリーン株式会社 社外取締役（現任） 本投資法人 監督役員（現任） 株式会社幸和製作所 社外取締役（現任） 株式会社グラックス・アンド・アソシエイツ 監査役（現任）

1. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記監督役員候補者と本投資法人の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 上記監督役員候補者兩名は、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を填補することとしています。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由がございます。当該保険契約の保険料（投資主代表訴訟特約を含む）は、投資法人役員会決議により、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同等の契約を再度締結する予定です。上記監督役員候補者兩名は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者になっており、選任が承認された場合は引き続き被保険者になります。

第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合または法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案は、2021年8月13日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職	
かしわぎけんすけ 柏木健佑 (1981年4月26日)	2007年10月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 西村あさひ法律事務所
	2012年10月	岩田合同法律事務所
	2016年1月	岩田合同法律事務所 パートナー（現任）

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を填補することとしています。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由がございます。当該保険契約の保険料（投資主代表訴訟特約を含む）は、投資法人役員会決議により、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同等の契約を再度締結する予定です。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者になる予定です。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合または法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職	
こん どう ゆう じ 近 藤 祐 史 (1981年8月17日)	2005年10月	弁護士登録（東京弁護士会） シティニューワ法律事務所
	2012年7月	ピルズベリー・ウインスロップ・ショー・ピットマン法律事務所 ニューヨークオフィス
	2017年1月	シティニューワ法律事務所 パートナー（現任）

1. 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を填補することとしています。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由がございます。当該保険契約の保険料（投資主代表訴訟特約を含む）は、投資法人役員会決議により、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同等の契約を再度締結する予定です。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者になる予定です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項および本投資法人現行規約第15条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

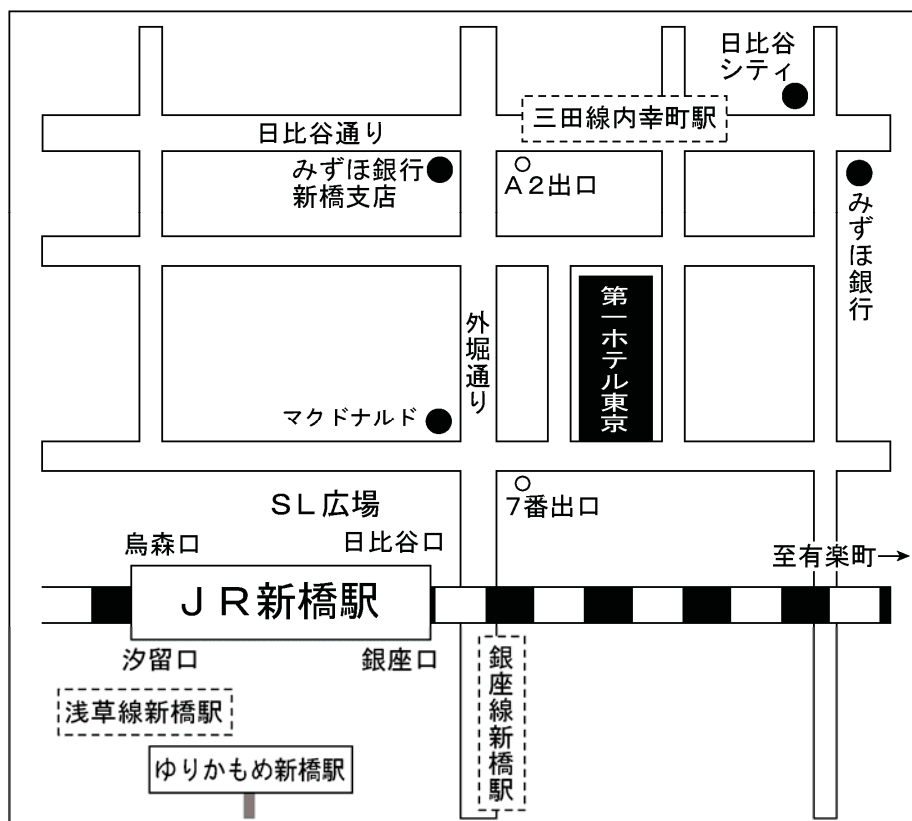
以上

投資主総会会場ご案内図

会 場：第一ホテル東京 4階 プリマヴェーラ

東京都港区新橋一丁目2番6号

TEL 03-3501-4411 (代表)



- JR線・東京メトロ銀座線 新橋駅より徒歩2分
- 都営地下鉄浅草線 新橋駅より徒歩5分
- 都営地下鉄三田線 内幸町駅より徒歩3分